

地域コミュニティ交通に関する運行事業認定要領

令和3年4月1日 都市局長決定

令和5年4月1日 改正

(適用)

第1条 神戸市地域コミュニティ交通導入支援事業補助金交付要綱に基づき、市が行う地域の実情に応じた運行としての運行事業の認定は、本要領によるものとする。

(認定の申請)

第2条 運行事業者は、認定地域組織とともに別表1に掲げる事業について、地域の実情に応じた運行として認定を受けようとするときは、運行事業の認定申請書(様式第1号)に別表2に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(認定の手続き)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、別表2に定める認定基準に該当する場合、当該運行事業を認定し、運行事業認定書(様式第2号)を運行事業者及び地域組織の代表者に交付する。

(運行事業の変更等)

第4条 運行事業者は認定地域組織とともに、前条の規定による認定を受けた運行事業計画を変更するときは、運行事業変更申請書(様式第3号)を、提出しなければならない。

2 運行事業者及び認定地域組織は、運行事業の変更に際し、事前に市と十分な協議、調整を行わなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を決定内容変更承認通知書(様式第4号)により、運行事業者及び認定地域組織に通知するものとする。

(覚書の締結)

第5条 認定地域組織、運行事業者及び市は、地域コミュニティ交通運行事業の実施について、それぞれの役割及び責務等を定めた運行に関する覚書を締結するものとする。

(認定の取消)

第6条 市長は、運行事業が、別表2に定める認定要件に該当しなくなつたと認めるとき

は、運行事業認定取消通知書（様式第5号）により通知し、その認定を取り消すことができる。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年4月1日改正）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年4月1日改正）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

運行形態	番号	対象事業
路線定期運行・自家用有償	1	運行計画の適否の判断のために実施する試験運行（田園地域）
	2	運行計画の適否の判断のために実施する試験運行（市街地）
	3	長期間運行による需要見極めのために実施する試験運行（田園地域）
	4	長期間運行による需要見極めのために実施する試験運行（市街地）
	5	本格運行（田園地域）
	6	本格運行（市街地）
デマンド運行	7	運行計画の適否の判断のために実施する試験運行（田園地域）
	8	運行計画の適否の判断のために実施する試験運行（市街地）
	9	長期間運行による需要見極めのために実施する試験運行（田園地域）
	10	長期間運行による需要見極めのために実施する試験運行（市街地）
	11	本格運行（田園地域）
	12	本格運行（市街地）

別表 2 (第 2 条関係)

番号 対象事業名	1 運行計画の適否の判断のために実施する試験運行 (田園地域)
運行形態	路線定期運行・自家用有償
認定基準	次の各号に掲げる項目のすべてに該当すること。 (1) 乗って支える目標を設定すること。 (2) 試験運行における目標利用者数を設定すること。 (3) 実施期間が 3 か月以内*であること。 ※運行開始日の 2 か月後の月末まで。
乗って支える目標 (人/日)	次の①もしくは②により定める一日あたりの目標利用者数。 ①算出式 (別表 4 参照) より得られる値 ②地域組織・運行事業者・神戸市の協議により定めた値
試験運行における 目標利用者数	試験運行を実施するにあたって要する経費のうち、次に掲げる経費の 1 割に相当する額を得るために必要な 1 日あたりの利用者数と、試験運行を実施するにあたって要する経費から補助限度額を差し引いた額を得るために必要な 1 日あたりの利用者数のいずれか多い利用者数とする。 (1) 人件費 (2) 燃料費 (3) 車両 (原価償却) 費 (4) 消耗品等その他経費* ※バス停設置費用、音声合成作成費用等の初期費用は除く
必要書類	次の各号に掲げる書類で構成される試験運行事業計画書 (田園地域) とする。 (1) 試験運行計画の内容 (事業計画様式第 1 号) (2) 試験運行経費 (事業計画様式第 2 号) (3) 乗って支える目標 (事業計画様式第 3 号) (4) 試験運行収支計画 (事業計画様式第 4 号)

別表 2 (第 2 条関係)

番号 対象事業名	2 運行計画の適否の判断のために実施する試験運行 (市街地)
運行形態	路線定期運行
認定基準	次の各号に掲げる項目のすべてに該当すること。 (1) 乗って支える目標を設定すること。 (2) 試験運行における目標利用者数を設定すること。 (3) 実施期間が 3 か月以内*であること。 ※運運行開始日の 2 か月後の月末まで。
乗って支える目標 (人/日)	次の①もしくは②により定める一日あたりの目標利用者数。 ①算出式 (別表 4 参照) より得られる値 ②地域組織・運行事業者・神戸市の協議により定めた値
試験運行における 目標利用者数	試験運行を実施するにあたって要する経費のうち、次に掲げる経費の 3 割に相当する額を得るために必要な 1 日あたりの利用者数と、試験運行を実施するにあたって要する経費から補助限度額を差し引いた額を得るために必要な 1 日あたりの利用者数のいずれか多い利用者数とする。 (1) 人件費 (2) 燃料費 (3) 車両 (原価償却) 費 (4) 消耗品等その他経費* ※バス停設置費用、音声合成作成費用等の初期費用は除く
必要書類	次の各号に掲げる書類で構成される試験運行事業計画書 (市街地) とする。 (1) 試験運行計画の内容 (事業計画様式第 1 号) (2) 試験運行経費 (事業計画様式第 2 号) (3) 乗って支える目標 (事業計画様式第 3 号) (4) 試験運行収支計画 (事業計画様式第 4 号)

別表 2 (第 2 条関係)

番号 対象事業名	3 長期間運行による需要見極めのために実施する試験運行 (田園地域)
運行形態	路線定期運行・自家用有償
認定基準	次の各号に掲げる項目のすべてに該当すること。 (1) 乗って支える目標を設定すること。 (2) 試験運行における目標利用者数を設定すること。 (3) 実施期間が 6 か月以内*であること。 ※運行開始日の 5 か月後の月末まで。
乗って支える目標 (人/日)	次の①もしくは②により定める一日あたりの目標利用者数。 ①算出式 (別表 4 参照) より得られる値 ②地域組織・運行事業者・神戸市の協議により定めた値
試験運行における 目標利用者数	試験運行を実施するにあたって要する経費のうち、次に掲げる経費の 2 割に相当する額を得るために必要な 1 日あたりの利用者数と、試験運行を実施するにあたって要する経費から補助限度額を差し引いた額を得るために必要な 1 日あたりの利用者数のいずれか多い利用者数とする。 (1) 人件費 (2) 燃料費 (3) 車両 (原価償却) 費 (4) 消耗品等その他経費* ※バス停設置費用、音声合成作成費用等の初期費用は除く
必要書類	次の各号に掲げる書類で構成される試験運行事業計画書 (田園地域) とする。 (1) 試験運行計画の内容 (事業計画様式第 1 号) (2) 試験運行経費 (事業計画様式第 2 号) (3) 乗って支える目標 (事業計画様式第 3 号) (4) 試験運行収支計画 (事業計画様式第 4 号)

別表 2 (第 2 条関係)

番号 対象事業名	4 長期間運行による需要見極めのために実施する試験運行 (市街地)
運行形態	路線定期運行
認定基準	次の各号に掲げる項目のすべてに該当すること。 (1) 乗って支える目標を設定すること。 (2) 試験運行における目標利用者数を設定すること。 (3) 実施期間が 6 か月以内*であること。 ※運行開始日の 5 か月後の月末まで。
乗って支える目標 (人/日)	次の①もしくは②により定める一日あたりの目標利用者数。 ①算出式 (別表 4 参照) より得られる値 ②地域組織・運行事業者・神戸市の協議により定めた値
試験運行における 目標利用者数	試験運行を実施するにあたって要する経費のうち、次に掲げる経費の 6 割に相当する額を得るために必要な 1 日あたりの利用者数と、試験運行を実施するにあたって要する経費から補助限度額を差し引いた額を得るために必要な 1 日あたりの利用者数のいずれか多い利用者数とする。 (1) 人件費 (2) 燃料費 (3) 車両 (原価償却) 費 (4) 消耗品等その他経費* ※バス停設置費用、音声合成作成費用等の初期費用は除く
必要書類	次の各号に掲げる書類で構成される試験運行事業計画書 (市街地) とする。 (1) 試験運行計画の内容 (事業計画様式第 1 号) (2) 試験運行経費 (事業計画様式第 2 号) (3) 乗って支える目標 (事業計画様式第 3 号) (4) 試験運行収支計画 (事業計画様式第 4 号)

別表 2 (第 2 条関係)

番号 対象事業名	5 本格運行 (田園地域)
運行形態	路線定期運行・自家用有償
認定基準	次の各号に掲げる項目のすべてに該当すること。 (1) 乗って支える目標を設定すること。 (2) 年間運行経費から乗って支える目標達成時の運賃収入を差し引いた額が補助限度額を下回ること。
乗って支える目標 (人/日)	次の①もしくは②により定める一日あたりの目標利用者数。 ①算出式 (別表 4 参照) より得られる値 ②地域組織・運行事業者・神戸市の協議により定めた値
必要書類	次の各号に掲げる書類で構成される本格運行事業計画書 (田園地域) とする。 (1) 本格運行計画の内容 (事業計画様式第 5 号) (2) 本格運行経費 (事業計画様式第 6 号) (3) 乗って支える目標 (事業計画様式第 3 号) (4) 本格運行収支計画 (事業計画様式第 7 号)

別表 2 (第 2 条関係)

番号 対象事業名	6 本格運行 (市街地)
運行形態	路線定期運行
認定基準	次の各号に掲げる項目のすべてに該当すること。 (1) 乗って支える目標を設定すること。 (2) 年間運行経費から乗って支える目標達成時の運賃収入を差し引いた額が補助限度額を下回ること。
乗って支える目標 (人/日)	次の①もしくは②により定める一日あたりの目標利用者数。 ①算出式 (別表 4 参照) より得られる値 ②地域組織・運行事業者・神戸市の協議により定めた値
必要書類	次の各号に掲げる書類で構成される本格運行事業計画書 (市街地) とする。 (1) 本格運行計画の内容 (事業計画様式第 5 号) (2) 本格運行経費 (事業計画様式第 6 号) (3) 乗って支える目標 (事業計画様式第 3 号) (4) 本格運行収支計画 (事業計画様式第 7 号)

別表 2 (第 2 条関係)

番号 対象事業名	7 運行計画の適否の判断のために実施する試験運行 (田園地域)
運行形態	デマンド運行
認定基準	<p>次の各号に掲げる項目のすべてに該当すること。</p> <p>(1) 原則、推計利用者数^{※1}が 40 人/日以下であること。</p> <p>(2) 目標乗合率及び目標利用者数を設定すること。</p> <p>(3) 運賃設定が運行単価に対し収支率 25%以上となること。</p> <p>(4) 実施期間が 3 か月以内^{※2}であること。</p> <p>※1 推計利用者数の算出式は別表 3 を参照</p> <p>※2 運行開始日の 2 か月後の月末まで。</p>
目標乗合率	<p>目標乗合率は、運行毎の最大補助額^{※1}を 900 で除した値</p> <p>※1 運行毎の最大補助額 運行単価^{※2} から運賃設定により定められた運賃収入が最小となる ときの値を差し引いた額</p> <p>※2 運行単価 試験運行事業計画書に記載された 1 運行あたりの運行経費</p>
目標利用者数	<p>目標利用者数は、運行日数[※]に目標乗合率を乗じて得られる値</p> <p>※運行日数 試験運行事業計画書に記載された計画運行日数</p>
必要書類	<p>次の各号に掲げる書類で校正される試験運行事業計画書 (デマンド運行) とする。</p> <p>(1) 試験運行計画の内容 (事業計画様式第 1 号-2)</p> <p>(2) 試験運行経費 (事業計画様式第 2 号-2)</p> <p>(3) 推計利用者数 (事業計画様式第 3 号-2)</p> <p>(4) 目標乗合率及び目標利用者数 (事業計画様式第 3 号-3)</p> <p>(5) 試験運行収支計画 (事業計画様式第 4 号-2)</p>

別表 2 (第 2 条関係)

番号 対象事業名	8 運行計画の適否の判断のために実施する試験運行 (市街地)
運行形態	デマンド運行
認定基準	<p>次の各号に掲げる項目のすべてに該当すること。</p> <p>(1) 原則、推計利用者数^{※1}が 40 人/日以下であること。</p> <p>(2) 目標乗合率及び目標利用者数を設定すること。</p> <p>(3) 運賃設定が運行単価に対し収支率 5 割以上となること。</p> <p>(4) 実施期間が 3 か月以内^{※2}であること。</p> <p>※1 推計利用者数の算出式は別表 3 を参照</p> <p>※2 運行開始日の 2 か月後の月末まで。</p>
目標乗合率	<p>目標乗合率は、運行毎の最大補助額^{※1}を 300 で除した値</p> <p>※1 運行毎の最大補助額 運行単価^{※2}から運賃設定により定められた運賃収入が最小となる ときの値を差し引いた額</p> <p>※2 運行単価 試験運行事業計画書に記載された 1 運行あたりの運行経費</p>
目標利用者数	<p>目標利用者数は、運行日数[※]に目標乗合率を乗じて得られる値</p> <p>※運行日数 試験運行事業計画書に記載された計画運行日数</p>
必要書類	<p>次の各号に掲げる書類で校正される試験運行事業計画書 (デマンド運行) とする。</p> <p>(1) 試験運行計画の内容 (事業計画様式第 1 号-2)</p> <p>(2) 試験運行経費 (事業計画様式第 2 号-2)</p> <p>(3) 推計利用者数 (事業計画様式第 3 号-2)</p> <p>(4) 目標乗合率及び目標利用者数 (事業計画様式第 3 号-3)</p> <p>(5) 試験運行収支計画 (事業計画様式第 4 号-2)</p>

別表 2 (第 2 条関係)

番号 対象事業名	9 長期間運行による需要見極めのために実施する試験運行 (田園地域)
運行形態	デマンド運行
認定基準	<p>次の各号に掲げる項目のすべてに該当すること。</p> <p>(1) 推計利用者数^{※1}が 40 人/日以下であること。</p> <p>(2) 目標乗合率及び目標利用者数を設定すること。</p> <p>(3) 運賃設定が運行単価に対し収支率 25%以上となること。</p> <p>(4) 実施期間が 6 か月以内^{※2}であること。</p> <p>※1 推計利用者数の算出式は別表 3 を参照</p> <p>※2 運行開始日の 5 か月後の月末まで。</p>
目標乗合率	<p>目標乗合率は、運行毎の最大補助額^{※1}を 900 で除した値</p> <p>※1 運行毎の最大補助額 運行単価^{※2}から運賃設定により定められた運賃収入が最小となる ときの値を差し引いた額</p> <p>※2 運行単価 試験運行事業計画書に記載された 1 運行あたりの運行経費</p>
目標利用者数	<p>目標利用者数は、運行日数[※]に目標乗合率を乗じて得られる値</p> <p>※運行日数 試験運行事業計画書に記載された計画運行日数</p>
必要書類	<p>次の各号に掲げる書類で校正される試験運行事業計画書 (デマンド運行) とする。</p> <p>(1) 試験運行計画の内容 (事業計画様式第 1 号-2)</p> <p>(2) 試験運行経費 (事業計画様式第 2 号-2)</p> <p>(3) 推計利用者数 (事業計画様式第 3 号-2)</p> <p>(4) 目標乗合率及び目標利用者数 (事業計画様式第 3 号-3)</p> <p>(5) 試験運行収支計画 (事業計画様式第 4 号-2)</p>

別表 2 (第 2 条関係)

番号 対象事業名	10 長期間運行による需要見極めのために実施する試験運行 (市街地)
運行形態	デマンド運行
認定基準	<p>次の各号に掲げる項目のすべてに該当すること。</p> <p>(1) 推計利用者数^{※1}が 40 人/日以下であること。</p> <p>(2) 目標乗合率及び目標利用者数を設定すること。</p> <p>(3) 運賃設定が運行単価に対し収支率 5 割以上となること。</p> <p>(4) 実施期間が 6 か月以内^{※2}であること。</p> <p>※1 推計利用者数の算出式は別表 3 を参照</p> <p>※2 運行開始日の 5 か月後の月末まで。</p>
目標乗合率	<p>目標乗合率は、運行毎の最大補助額^{※1}を 300 で除した値</p> <p>※1 運行毎の最大補助額 運行単価^{※2} から運賃設定により定められた運賃収入が最小となる ときの値を差し引いた額</p> <p>※2 運行単価 試験運行事業計画書に記載された 1 運行あたりの運行経費</p>
目標利用者数	<p>目標利用者数は、運行日数[※]に目標乗合率を乗じて得られる値</p> <p>※運行日数 試験運行事業計画書に記載された計画運行日数</p>
必要書類	<p>次の各号に掲げる書類で校正される試験運行事業計画書 (デマンド運行) とする。</p> <p>(1) 試験運行計画の内容 (事業計画様式第 1 号-2)</p> <p>(2) 試験運行経費 (事業計画様式第 2 号-2)</p> <p>(3) 推計利用者数 (事業計画様式第 3 号-2)</p> <p>(4) 目標乗合率及び目標利用者数 (事業計画様式第 3 号-3)</p> <p>(5) 試験運行収支計画 (事業計画様式第 4 号-2)</p>

別表 2 (第 2 条関係)

番号 対象事業名	11 本格運行 (田園地域)
運行形態	デマンド運行
認定基準	次の各号に掲げる項目のすべてに該当すること。 (1) 推計利用者数 [*] が 40 人/日以下であること。 (2) 目標乗合率及び目標利用者数を設定すること。 (3) 運賃設定が運行単価に対し収支率 25%以上となること。 ※推計利用者数の算出式は別表 3 を参照
目標乗合率	目標乗合率は、運行毎の最大補助額 ^{※1} を 900 で除した値 ※1 運行毎の最大補助額 運行単価 ^{※2} から運賃設定により定められた運賃収入が最小となる ときの値を差し引いた額 ※2 運行単価 本格運行事業計画書に記載された 1 運行あたりの運行経費
目標利用者数	目標利用者数は、運行日数 [*] に目標乗合率を乗じて得られる値 ※ 運行日数 本格運行事業計画書に記載された計画運行日数
必要書類	次の各号に掲げる書類で校正される本格運行事業計画書 (デマ ンド運行) とする。 (1) 本格運行計画の内容 (事業計画様式第 5 号-2) (2) 本格運行経費 (事業計画様式第 6 号-2) (3) 推計利用者数 (事業計画様式第 3 号-2) (4) 目標乗合率及び目標利用者数 (事業計画様式第 3 号-3) (5) 本格運行収支計画 (事業計画様式第 7 号-2)

別表 2 (第 2 条関係)

番号 対象事業名	12 本格運行 (市街地)
運行形態	デマンド運行
認定基準	<p>次の各号に掲げる項目のすべてに該当すること。</p> <p>(1) 推計利用者数[*]が 40 人/日以下であること。</p> <p>(2) 目標乗合率及び目標利用者数を設定すること。</p> <p>(3) 運賃設定が運行単価に対し収支率 5 割以上となること。</p> <p>※推計利用者数の算出式は別表 3 を参照</p>
目標乗合率	<p>目標乗合率は、運行毎の最大補助額^{※1}を 300 で除した値</p> <p>※1 運行毎の最大補助額 運行単価^{※2} から運賃設定により定められた運賃収入が最小となる ときの値を差し引いた額</p> <p>※2 運行単価 本格運行事業計画書に記載された 1 運行あたりの運行経費</p>
目標利用者数	<p>目標利用者数は、運行日数[*]に目標乗合率を乗じて得られる値</p> <p>※ 運行日数 本格運行事業計画書に記載された計画運行日数</p>
必要書類	<p>次の各号に掲げる書類で校正される本格運行事業計画書 (デマンド運行) とする。</p> <p>(1) 本格運行計画の内容 (事業計画様式第 5 号-2)</p> <p>(2) 本格運行経費 (事業計画様式第 6 号-2)</p> <p>(3) 推計利用者数 (事業計画様式第 3 号-2)</p> <p>(4) 目標乗合率及び目標利用者数 (事業計画様式第 3 号-3)</p> <p>(5) 本格運行収支計画 (事業計画様式第 7 号-2)</p>

別表3 推計利用者数

(算出式) 推計利用者数 = 圏域人口 (A、B) × 外出率 × 鉄道端末バストリップ原単位 × 地理・距離補正																			
圏域人口 (人)	検討エリアにおいて、地域コミュニティ交通が運行するサービス圏域 (停留所 300m圏域) に居住する人口で、鉄道駅から 1,000m圏域に居住する人口 (圏域人口 A) と、鉄道駅から 1,000m圏域外に居住する人口 (圏域人口 B)																		
外出率 (%)	1日あたりの平均外出率 (5歳階級別) (※平成22年度京阪神都市圏 PT 調査より)																		
バストリップ原単位	1人1日あたりバストリップ数 (トリップ/人日) ※ <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">鉄道駅に接続する場合</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">0.13</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">鉄道駅に接続しない場合</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">0.08</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">(※平成22年度京阪神都市圏 PT 調査より)</p>	鉄道駅に接続する場合	0.13	鉄道駅に接続しない場合	0.08														
鉄道駅に接続する場合	0.13																		
鉄道駅に接続しない場合	0.08																		
地理・距離補正	地域別 (既成市街地・ニュータウン・山麓部・観光地・その他) 距離別 (1km未満、以上) バス分担率の全市平均との比率 (表1) <p style="text-align: center;">表1 地理・距離補正值*</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">地域区分</th> <th style="padding: 5px;">鉄道駅 1km 未満</th> <th style="padding: 5px;">鉄道駅 1km 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">既成市街地</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">0.34</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1.26</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ニュータウン</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">0.40</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1.16</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">山麓部</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">0.84</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2.01</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">観光地</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">0.33</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1.39</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">田園・その他</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">0.40</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">0.87</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">(※平成22年度京阪神都市圏 PT 調査より)</p>	地域区分	鉄道駅 1km 未満	鉄道駅 1km 以上	既成市街地	0.34	1.26	ニュータウン	0.40	1.16	山麓部	0.84	2.01	観光地	0.33	1.39	田園・その他	0.40	0.87
地域区分	鉄道駅 1km 未満	鉄道駅 1km 以上																	
既成市街地	0.34	1.26																	
ニュータウン	0.40	1.16																	
山麓部	0.84	2.01																	
観光地	0.33	1.39																	
田園・その他	0.40	0.87																	

別表4 乗って支える目標

(算出式) 乗って支える目標 = 推計利用数 × A × B × C	
A: 目的地に関する需給ギャップ	需要調査から得られる地域コミュニティ交通に求める目的地に対して、導入する地域コミュニティ交通がカバーできる目的地の割合
B: 運行時間帯に関する需給ギャップ	需要調査から得られる地域コミュニティ交通に求める運行時間帯に対して、導入する地域コミュニティ交通がカバーできる運行時間帯の割合
C: 運賃に関する需給ギャップ	需要調査から得られる地域コミュニティ交通に求める運賃に対して、導入する地域コミュニティ交通の運賃がカバーできる割合